

## 契 約 締 結 前 交 付 書 面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面には大切なことが書かれています。よくお読みください。

商 号 株式会社エフ・ポート  
住 所 〒761-8073  
香川県高松市太田下町2343番地5  
電話番号 087-813-8741  
金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、  
登録番号は次のとおりです。  
四国財務局長（金商） 第24号

### 1. 投資顧問契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、有価証券等の価値の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### 2. 報酬等について

(1) 投資顧問契約により、お客様の意向に適したポートフォリオを設計し、それに伴う国債証券、国内上場株式及び国内投資信託の価値の分析およびこれらの価値の分析に基づく投資判断に関する助言を行うことにより、お客様から前払いで助言報酬をいただきます。報酬の額は次のとおりです。

契約時・更新時の資産額	報 酬 の 額	助言の方法
-------------	---------	-------

初回取引、500万円未満 iDeCo・つみたてNISA	38,500円(税込)	電話・電子メール・面談等お客様のご希望の方法
初回取引、500万円以上	一契約期間につき、契約時資産額の0.66%(税込)	同上
更新時、500万円未満 iDeCo・つみたてNISA	22,000円(税込)	同上
更新時、500万円以上	一契約期間につき、更新時資産額の0.44%(税込)	同上

※契約時資産額・・・助言を受けたい投資商品の契約締結時資産額又は現金の額

更新時資産額・・・引き続き助言を受けたい投資商品の契約更新時資産の時価額

※初回取引報酬額には、ポートフォリオの設計料を含んでおります。

※ポートフォリオを設計する際に、お客様の意向により投資商品だけではなく、保険商品や不動産等の商品を組み込むことがあります。

- (2) この投資顧問契約の期間は6か月(以下、「1契約期間」という)とし、契約満了の1か月前の日までに契約当事者が契約終了を申し出ない場合は自動更新されます。
- (3) この投資助言契約において、本契約期間中は当社発行レポート「ファンズ」を提供いたします。

### 3. 有価証券等に係るリスク

この投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

#### ①株式

価格変動リスク:株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク:市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

投信等が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、大きな損失を被る可能性があります。

#### ②債券

価格変動リスク:債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがありま

す。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ③信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

### ④投資信託

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、手数料等の費用は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては各商品の目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

## 4. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、以下のとおりです。

### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとします。
  - ・本契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
  - ・本契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時書面を受け取った日から解除日までの日数）。

ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

#### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

## 5.租税の概要

お客様が有価証券等の売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## 6.投資顧問契約の終了の事由

この投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) 契約期間の満了(契約を更新した場合を除く)
- (2) クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客様から契約の解除の申し出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用をご覧ください)
- (3) 当社が投資助言業を廃業したとき

## 7.禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- (1) ①顧客を相手方として又は顧客のために以下のことを行うこと
  - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引
  - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引の媒介、取次または代理。
- ②次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

③店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

- (2) 当社および当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭、有価証券の預託を受け、または当社および当社と密接な関係がある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付、または顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次、または代理を行うこと。

## 8.当社の概要等

- (1) 資本金 100万円 (令和2年4月1日現在)
- (2) 役員の氏名 代表取締役 山口 雅史  
取締役 武者 努
- (3) 主要株主 山口 雅史 100%
- (4) 分析者・投資判断者 山口 雅史
- (5) 助言者 山口 雅史
- (6) 当社への連絡方法および苦情等の申出先  
電話 087-813-8741  
FAX 087-813-8742  
メールアドレス info@f-port.jp

- (7) 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、四国財務局で当社の登録簿を自由にご覧になれます。

一般社団法人 日本投資顧問業協会

東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館7階

HP アドレス <http://www.jiaa.or.jp>

## 9.苦情処理について

- (1) 当社は「苦情・紛争等処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記8.の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりとなります。

- ① お客様からの苦情等の受付  
② 解決案の検討

### ③ 解決案の提示・解決

- (2) (1) により苦情の解決を図るほか、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からの苦情の解決についての業務を受託されており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体を利用される場合には、次の連絡先までお申し出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：フィンマック）  
電話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

- (3) 証券・金融商品あっせん相談センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにお問い合わせください。
- ① お客様からの苦情の申し立て
  - ② 会員業者への苦情の取次ぎ
  - ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

## 10.紛争解決措置について

- (1) 当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合は、9.に記載の連絡先にお申し出ください。
- (2) 同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにお問い合わせください。
- ① お客様からのあっせん申立書の提出
  - ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
  - ③ お客様のあっせん申立金の納入
  - ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
  - ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 11.当社が行うその他の業務

当社は、投資助言業の他に、ファイナンシャル・プランニング業、損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務を行っております。